

繼 続 審 査

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

平成 2 9 年 9 月 定 例 会 審 査 資 料

鳥 取 県 議 会

目 次

請 願 の 部

請 願 一 覧 表.....	1
----------------	---

議会運営委員会.....	3
--------------	---

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	5
----------------	---

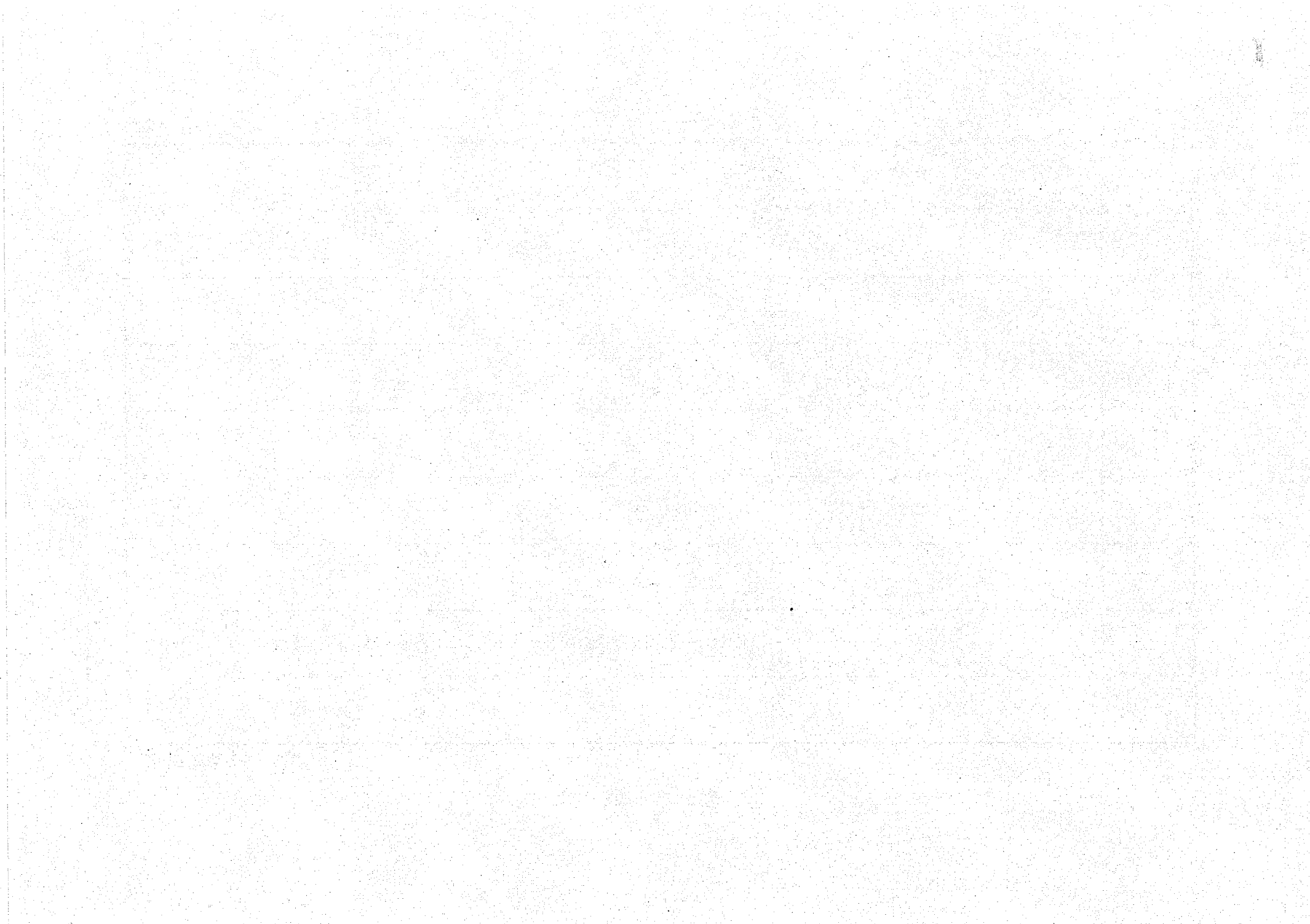
地域振興県土警察常任委員会.....	7
--------------------	---

請 願 一 覧 表

議会運営委員会・請願

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
議 29年－19 (29.5.30)	議 会	議会運営委員会委員の決定及び動画公開等について	倉吉市 個人	

請願一覧表



議会運営委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員	審査結果
29 年－ 19 (29. 5. 30)	議 会	議会運営委員会委員の決定及び動画公開等について ▶請願理由 (1) 議会運営委員会（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 3 項に規定する委員会をいう。以下同じ。）は、各会派が、議会運営のあり方を協議する常設の常任委員会として、地方自治法の改正で正式に規定され、同法第 109 条第 2 項で定める常任委員会と同じく、地方自治法上の常任委員会として規定されたところである。議会における決定は、結果として多数決により決せられるものであるが、議員間で真摯に議論し、各会派の異なる意見を慎重に集約した上で、少数会派もその議事に、議決権を行使して参与することが求められている。 鳥取県議会においては、少数会派や無所属議員にも一般質問の時間が与えられ、知事への会派要望にも少数会派や無所属議員への時間が割り振られるなど、開かれた議会に向けての格別の努力がなされており、このことに敬意を表するものである。 一方、現在、議会運営委員会のメンバー構成は、3 名以上の会派で 11 人の委員定数を按分し、自民党 7、民進党 3、公明党 1 と、あらかじめその議席が決せられており、少数会派や無所属議員は、オブザーバー（議会運営委員会の委員外議員）として、発言は一応できるが、議決権・決定権がないものとなっている。他方、地方自治法には、議会運営委員の人数を所属会派の人数に応じて按分する旨の規定はない。他の議会を見ると、少数会派でも、当然に議会運営委員会の委員を構成する所も多く、これはあくまでも例示だが、たとえば、各会派 1 人又は 2 人ずつという所もあるようである。 議会運営委員会は、あくまでも議事日程など手続的なことを決めるものであり、実態的な議案は本会議で多数決によって決めるので、他の委員会と同じように、いろいろな会派に参加権はあるべきだと思われる。 開かれた議会を標榜する鳥取県議会においても、議会運営	個人 (倉吉市 (紹介議員) 市 谷 知 子 錦 織 陽 子	

議会運営委員会・請願

議会運営委員会・請願

		委員会の構成委員について、所属会派等にかかわらず、その運営に議決権・決定権を持ったメンバーとして参与できるようにすることを願います。 (2) 議会運営委員会は、上述のとおり、地方自治法上の正式な常任委員会であるところ、他の常任委員会と同じく、県民の知る権利を担保するため、動画の公開をお願いする（どうしても議事録の公開は事後になり結構時間がかかる上、雰囲気がかめない。）。なお、国会においても、議院運営委員会の動画は公開されており、他の市議会等でも公開されているところが多い。 また、議会運営委員会については、地方自治法第130条第3項の委任により定められた鳥取県議会傍聴規則（昭和38年鳥取県議会規則第2号）には、「傍聴席は、一般席及び県政記者席に分ける」、「傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる」など、委員会の傍聴に係る規定があり、地方自治法やこの規則によれば議会運営委員会も傍聴の対象となることが考えられるが、現実には議会運営委員会の傍聴はなされておらず、傍聴受付や座席の準備、ウェブサイトでの公開などもされていない。については、議会運営委員会が傍聴可能な環境を整備することを願います。 ▶請願事項 (1) 議会運営委員会の構成委員について、所属会派等にかかわらず、その運営に議決権・決定権を持ったメンバーとして参与できるようにすること。 (2) 議会運営委員会の動画をインターネット公開し、また、議会運営委員会の傍聴が可能な環境を整備すること。	
--	--	--	--

議会運営委員会・請願

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 29年ー 13 (29. 5. 16)	警 察	開かれた鳥取県警実現のため、県警に対する県民の声 のネット公開を求めることについて	倉吉市 個人	

陳情一覧表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
29 年－ 13 (29. 5.16)	警 察	開かれた鳥取県警実現のため、県警に対する県民の声のネット公開を求めることについて ▶陳情理由 鳥取県の本庁各部局、教育委員会などに寄せられた県民の声については、県民の声処理要領に基づき、県民課に寄せられたものにあつては、各部局に回付・回答を要請し、また、各部局に直接寄せられたものについても、同様に県庁内で共有し、受付から起算して、おおむね5日以内に回答し、HPによるインターネット公開は、15日程度でなされることになっている。 これは、県民からの建設的な意見や提案を、回答を含めて明らかにすることで、県民が今の県政はどうなっているのか知る権利を担保し、県民の信頼を確保し、「開かれた鳥取県政」の実現に資する点で意味がある。 一方、県警への意見などについては、県民課に送っても、それが県警の広報県民課など担当部局に回付された旨がインターネットで公表されるものの、それに対する回答は公表されず、また「鳥取県警の警察行政一般に対するご意見、ご要望、情報提供などをお寄せください。」として電子メール送信フォームを設けているものの、同様に公表されていない。 当然、捜査情報や個人情報などは公開する必要はないし、やってはならないと思うが、一方、たとえば、「パトカーを電気自動車にしてみようか」などの建設的な意見や、たとえば「職員が勤務中なのに〇〇していた」などの批判などは、当然に、その回答とともに公表してよいと思う。ほかの部局ではできているのであるから、できるはずである。 警察は、県民の権利を制限し、義務を課する捜査権を持っているところ、一般の職員以上の高い倫理性と情報公開によって、市民に近く、信頼される県警たるべきことが求められている。 よって、県警に対する県民の声を、インターネット公開することを願います。	個人 (倉吉市)	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		▶陳情趣旨 鳥取県警に対する県民の声を、インターネット公開すること。		
--	--	---	--	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情

